

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく  
合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン

平成29年5月23日

経済産業省

## ガイドラインの意義

地球温暖化の防止、自然環境の保全等に資することを目的として「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「グリーンウッド法」という。）が平成29年5月20日に施行されました。グリーンウッド法では、「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」と規定しており、家具の製造事業者等の取組も望まれているところです。

グリーンウッド法の対象となる物品は、グリーンウッド法第2条第1項で「木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定める」と規定しています。対象物品については、その原材料となっている樹木が合法に伐採されたものかを確認するなどの取組が求められますが、これまでも「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の対象物品においてはすでに合法性の確認等の取組がなされていたことから、この政府調達における取組を民間取引にまで広げるとの観点から、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」という。）にグリーン購入法の対象物品を中心に定めたところですが、このうち家具については、グリーン購入法の対象物品を、オフィス用に限らず他の用途も含めて対象とすることになりました。

家具は、木材以外に金属、ガラス、プラスチックなど様々な材料で構成されていることから、グリーンウッド法の対象物品となる家具を施行規則では「部材に主として木材を使用したもの」と規定しております。これは、多くの材料で構成される家具について、一部でも木材を使用していることを要件とした場合に生じる中小事業者等への負担を配慮するとともに、より多くの事業者によるグリーンウッド法に基づく取組を促すため、規定したものです。

今般、関係業界団体等にご協力いただき、グリーンウッド法に基づく取組が円滑に行われるよう、「家具」の具体的な対象物品の定義や解釈などに関する理解を促進するため、本ガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインでは、具体的な対象物品となる家具などを例示し、グリーンウッド法の運用に際しての考え方を示すことで、家具業界の団体及び事業者（製造事業者・輸入事業者・部材製造事業者等）のみならず、小売事業者にも理解・共通認識を得ることにより、家具における合法伐採木材の普及を促進することを目的としています。

なお、本ガイドラインに示す対象物品となる家具の定義などについては、法令の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うこととしています。

事業者をはじめとする関係業界の方々におかれましては、家具における合法伐採木材の普及の促進を図るための取組に努めるようお願いいたします。

## 家具業界における木材関連事業者の定義

グリーンウッド法の対象となる木材関連事業者の定義はグリーンウッド法第2条第3項のとおりですが、家具業界における木材関連事業者は、木材を家具や家具部材に加工する事業、家具や家具部材を輸入、輸出、販売（消費者への販売を除く。以下同じ。）をする事業を行う者が該当します。

国内において最上流に位置する事業者（樹木の所有者から直接丸太を譲り受けて上記の事業を行う場合や、木材や家具部材、家具を輸入する事業を行う場合等）は第一種木材関連事業者となり、それ以外（国内の他の事業者からこれらを譲り受けて行う事業）は第二種木材関連事業者となります。木材関連事業者は、「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（以下、「判断基準省令」という。）の規定に基づき、取り扱う木材等について合法性の確認を行うこと（第一種木材関連事業者においては追加的措置を含む）、木材等を譲り渡す際にグリーンウッド法の規定による確認を行った結果を提供すること、確認に係る記録を保存すること、合法伐採木材等の分別管理等の体制整備を行うことが求められています。

なお、施工や取り付けを伴う家具について、その家具を流通・販売する事業者は木材関連事業者に該当します。

## 家具の対象物品の解釈と具体例

### 1. 木材の定義等について

グリーンウッド法において、「木材」の定義は以下のとおりです。

#### (1) 木材

グリーンウッド法において、木材は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の1に規定しており、以下のとおりです。

「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」並びに「木質ペレット、チップ及び小片」

#### (2) 木材の定義から除かれるもの

グリーンウッド法では、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」（以下、「リサイクル材」という）は木材の定義から除かれています。

## **2. 家具の対象物品について**

### **(1) 家具の対象物品**

施行規則第2条第1号に規定しており、家具の対象物品は以下のとおりです。

椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

### **(2) 家具の中間材**

施行規則第2条第7号に規定しており、家具の対象物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材を使用したもの（以下「中間材」という）もクリーンウッド法の対象となります。例えば、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材についても家具の中間材として、対象となります。

### **(3) 家具の定義から除かれるもの**

対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの（車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット（ユニットの構成部品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様）、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示板等）については、クリーンウッド法の家具の定義から除かれます。

## **3. 家具の対象物品の解釈について**

クリーンウッド法の家具の対象物品は、上述の物品が対象であり、それらのうち「部材に主として木材を使用したもの」としています。ここでは、「部材」及び「主として」の解釈について説明します。

### **(1) 「部材」についての考え方**

対象物品である家具は様々な仕様・形状のものが存在するため、一般的な「部材」を別表（P. 6）に例示しました。

ただし、別表は一般的な部材を例示したものであり、対象物品となる家具を構成する部材が別表に記載されていない場合であっても、当該部材が家具を構成するものであれば、「部材」と判断してください。

なお、「部材」には、別表に例示する部品（ダボ、木口材、引き手、つまみなど）は含まれません。

## **(2)「主として木材を使用したもの」についての考え方**

「主として木材を使用したもの」とは、原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が50%以上であることを指します（以下の①。ただし、重量の計測にかかる負担軽減のため、以下の②も可とします）。

ただし、各事業者の判断により、木材の重量割合が50%未満であっても含めることもできます。

また、事業者が取扱う全ての家具製品を重量計測し、木材の重量割合を厳密に管理・把握することを求めているものではありません。木材の重量割合が概ね50%以上である場合や全てが合法木材によって製造された家具を対象とする場合などは、重量計測は不要です。

なお、中間材については、別途、施行規則第2条第7号に規定しており、「木材」を使用しているものはすべて対象となります。

①「部材総重量<sup>※</sup>」に占める木材重量が50%以上

②「製品総重量」に占める木材重量が50%以上

※部材総重量：別表で例示している部材やその他の部材の合計重量（別表に例示する部品は合計重量から除外）。

### **【参考：家具の計測方法について】**

上述のとおり必ずしも重量を計測しなければいけないものではありませんが、重量を計測してグリーンウッド法の対象物品となる家具かどうか判断する場合の計測方法としては、以下の4つが考えられます。

- ①製品重量や部材重量を量る方法
- ②設計図面から体積を算出して重量を計算する方法
- ③木取り前の材料から歩留まり率を乗じて計算する方法
- ④その他合理的な根拠に基づいて計算する方法

## **家具の合法性の確認について**

### **(1) 合法性の確認の方法**

第一種木材関連事業者は、購入先等から木材等の種類、樹種、伐採国又は地域、重量・面積・体積又は数量、購入先の名称・住所、伐採の合法証明書を収集し、国が提供する情報、購入先との過去の取引実績等を踏まえ合法性を確認します。確認できない

場合は、追加的措置として、購入先等その他関係者からの追加情報の収集や流通経路の把握等により合法性を確認します。

第二種木材関連事業者は、購入先が発行する書類その他これに類する書類の内容で合法性を確認します。確認できない場合であっても、追加的措置の実施は求められていません。

## **(2) 合法性の確認を行う部材について**

判断基準省令第2条に定めるとおり、家具について合法性の確認を行うのは「部材」の原材料に限ります。よって、部品（ダボ、木口材、引き手、つまみなど）は合法性の確認対象から除外されます。

## **その他**

### **(1) 施工や取り付けを伴う家具について**

施工や取り付けを伴う家具は、施工や取り付けの有無に関わらず、グリーンウッド法の対象になります。

なお、当該家具の部材が、別々に譲り渡される場合、この部材については家具の中間材として対象として扱います。

### **(2) オーダー家具（特注品）について**

いわゆるオーダー家具（購入者等の指定する仕様に基づき製造されるもの）であっても、グリーンウッド法の対象物品の家具になります。

### **(3) パーティクルボードや繊維板の扱いについて**

パーティクルボードや繊維板についてはリサイクル材が多く使用されていること等の理由から、グリーンウッド法の対象となる木材等から除かれます。よって、パーティクルボードや繊維板は合法性の確認の対象外となっています。

## 対象物品の部材の例

対象物品		部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定の家具	分類		
椅子		座面、背もたれ、肘、脚、木枠	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(椅子に付属するメモ台や机に付属するパネルなどの付属品を含む)
机	机	天板、袖、脚、側板、引出し	
	テーブル		
	カウンター		
	台		
棚		支柱、棚板、パネル部材(フレーム)	ダボ、木口材、引き手、つまみ、把手、台輪、支持棧、フック等の部品(ハンガー等の付属品を含む)
収納用じゅう器	システム収納	天板、箱組、側板、棚板、背板、引出し、扉	
	玄関収納		
	クローゼット内部収納ユニット		
	ロッカー		
	小型の収納		
	ワゴン		
	キャビネット		
	戸棚		
タンス			
ローパーティション	システム型	パネル本体、天板、キャビネット、棚	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(フック、ハンガー、黒板消し等の付属品を含む)
	自立型	パネル本体、脚	
コートハンガー		脚(ベース)、支柱、フレーム、ハンガー部	
傘立て		フレーム	
掲示板	壁掛け式	掲示面、フレーム、脚	
	自立型		
黒板 ホワイトボード	壁掛け式	黒板面、白板面、基台、フレーム、脚	
	自立型		
ベッドフレーム		ヘッドボード、床板、フットボード、サイドレール、脚	

※木材等に該当しないパーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムは対象外です。

※また、取扱説明書、梱包材、修理用交換部品は対象外です。

※家具業界において、同じ部材や部品を示す場合であっても呼び方が異なることもあります。ここに例示したものはそうした差異について調整を行ったものではなく、よって、例示の中には重複するものも含まれ、また、例示していなくても部材や部品に該当する場合があります。